

最低制限価格（調査基準価格）の算定方法を変更します。

◆令和8年(2026年)7月1日以降に公告を行うものから適用します◆

建設工事と同様に業務委託においても、労働者への適正な賃金水準の確保、また業者の経営状況及び従事者の労働条件の悪化を防ぐため、**最低制限価格の設定**を行います。

※最低制限価格が設定されるのは、市内に本店を有する業者を主にした**競争入札**によるもので、**設計金額が100万円を超える建設工事に係る設計、調査、測量及び監理業務委託**です。

○最低制限価格（調査基準価格）の設定を行います。

<変更後の算定方法>

パターン①

直接人件費	×	100%	※算出後項目ごとに1円未満切り捨て
直接経費	×	100%	
その他原価	×	90%	
一般管理費等	×	50%	

の合計額（1,000円未満切り捨て）

パターン②

直接人件費	×	100%	※算出後項目ごとに1円未満切り捨て
直接経費	×	100%	
技術経費	×	60%	
諸経費	×	60%	

の合計額（1,000円未満切り捨て）

・ただし予定価格の60%に満たないものは予定価格の60%に、予定価格の81%を超えるものは予定価格の81%となります。

※上記に関わらず特別なものと認めた場合は予定価格の60%～81%までの範囲内で市長が定める値を乗じて得た額をします。

不明な点は、契約課 コンサル担当までお問い合わせください。

契約課 コンサル担当

048-922-1129(直通)

最低制限価格の算定例について

※〇〇設計業務委託、監理業務委託等の場合

パターン①

①直接人件費 : 2, 000, 000円

②直接経費 : 300, 000円

③その他原価 : 2, 000, 000円

④一般管理費等 : 2, 000, 000円

委 託 価 格【①～④の合計額】 : 6, 300, 000円

●最低制限価格の計算方法

①×100% : 2, 000, 000円 … (1)

②×100% : 300, 000円 … (2)

③×90% : 1, 800, 000円 … (3)

④×50% : 1, 000, 000円 … (4)

(1) ～ (4) の合計額 : 5, 100, 000円

パターン②

①直接人件費 : 2, 000, 000円

②直接経費 : 300, 000円

③技術料等経費 : 2, 000, 000円

④諸経費 : 2, 000, 000円

委 託 価 格【①～④の合計額】 : 6, 300, 000円

●最低制限価格の計算方法

①×100% : 2, 000, 000円 … (1)

②×100% : 300, 000円 … (2)

③×60% : 1, 200, 000円 … (3)

④×60% : 1, 200, 000円 … (4)

(1) ～ (4) の合計額 : 4, 700, 000円